

議案第167号

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年11月29日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年川崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項及び第16条第4項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表の1使用料又は利用料金の表駐車場利用料の項中「400円」を「410円」に改める。

別表の2手数料の表を次のように改める。

2 手数料

	診断書	普通診断書その他の簡易なもの	1,540円
		死亡診断書その他の複雑なもの	3,080円
		生命保険に関する診断書（複雑なものに限る。）その他の特に複雑なもの	4,620円

文書料 1件		上記以外のもの	9,240円 以内で管理者 が定める額
	証明書	通院証明書その他の簡易なもの	1,020円
		出生証明書その他の複雑なもの	2,050円
		自動車損害賠償責任保険診療報酬 明細書その他の特に複雑なもの	4,110円
		上記以外のもの	8,220円 以内で管理者 が定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例（以下「新条例」という。）別表の1使用料又は利用料金の表駐車場利用料の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に駐車場の利用を終了するものについて適用し、施行日前に駐車場の利用を終了したものについては、なお従前の例による。
- 3 新条例別表の2手数料の表の規定は、施行日前に請求のあったもので施行日以後交付するものに係る手数料の額については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、病院の使用料等について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うため、この条例を制定するものである。